

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議の開催について

〔平成 27 年 12 月 21 日〕
〔内閣総理大臣 決裁〕

1. 中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

議	長	内閣官房副長官（参）	
議	長	代理	経済財政政策を担当する内閣府副大臣 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣 経済産業大臣の指名する経済産業副大臣 国土交通大臣の指名する国土交通大臣政務官
副	議	長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当） 内閣官房副長官補（内政担当）
主	査	内閣府政策統括官（経済財政運営担当） 経済産業省中小企業庁長官	
構	成	員	公正取引委員会事務総長 警察庁生活安全局長 総務省情報流通行政局長 財務省国税庁次長 厚生労働省労働基準局長 農林水産省食料産業局長 国土交通省総合政策局長 環境省総合環境政策局長

3. 前項に規定する者のほか、議長は、取引条件の改善を図る上で協力を求める者に出席を依頼することができる。
4. 会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。